

国家外汇管理局关于优化外汇管理  
支持涉外业务发展的通知  
汇发〔2020〕8号

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：

为进一步改善营商环境，服务实体经济高质量发展，国家外汇管理局决定优化外汇业务管理，完善外汇服务方式，提升跨境贸易投资便利化水平。现就有关事项通知如下：

一、优化外汇业务管理

（一）全国推广资本项目收入支付便利化改革。在确保资金使用真实合规并符合现行资本项目收入使用管理规定的前提下，允许符合条件的企业将资本金、外债和境外上市等资本项目收入用于境内支付时，无需事前向银行逐笔提供真实性证明材料。经办银行应遵循审慎展业原则管控相关业务风险，并按有关要求对所办理的资本项目收入支付便利化业务进行事后抽查。所在地外汇局应加强监测分析和事中事后监管。

（二）取消特殊退汇业务登记。货物贸易外汇收支企业名录分类为A类的企业，办理单笔等值5万美元（含）以下的退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法原路退汇的业务，无需事前到外汇局办理登记手续，可直接在金融机构办理。金融机构在为企业办理以上免于登记的退汇业务时，应在涉外收支申报交易附言中注明“特殊退汇”。

（三）简化部分资本项目业务登记管理。将符合条件的内保外贷和境外放款注销登记下放至银行办理。非金融企业内保外贷责任已解除且未发生内保外贷履约的情况下，可到其所属分局（外汇管理部）辖内银行直接办理内保外贷注销登记。非金融企业境外放款期限届满且正常收回境外放款本息的情况下，可到其所属分局（外汇管理部）辖内

国家外貨管理局：外貨管理の最適化  
対外業務発展の支持に関する通知  
匯発〔2020〕8号

国家外貨管理局各省・自治区・直辖市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・厦門・寧波市分局；各全国性中資銀行：

さらにビジネス環境を改善し、実体経済のハイクオリティな発展に奉仕するため、国家外貨管理局は、外貨業務管理を最適化し、外貨サービス方式を完備し、クロスボーダー貿易・投資の利便化レベルを向上させることを決定した。ここに関連事項について以下の通り通知する：

一、外貨業務管理の最適化

（一）資本項目収入支払利便化改革の全国への普及。資金の使用が真実かつコンプライアンスに準拠しており、かつ現行の資本項目収入使用管理規定に合致していることを保証するとの前提の下、条件に合致する企業が資本金・外債および国外上場などの資本項目収入を国内支払に用いる場合、事前・一件毎の真実性証明資料の銀行への提出不要を許可する。取扱銀行は、業務の慎重な実施原則を遵守して関連業務リスクを管理コントロールし、併せて関連要求に基づき取り扱う資本項目収入支払利便化業務に対して事後抽出検査を行わなければならない。所在地の外管局は、モニタリング分析および期中・事後監督管理を強化しなければならない。

（二）特殊外貨返金業務登記の取消。货物貿易外貨受払企業名簿の分類がA類の企業について、一件あたり5万米ドル相当以下（5万米ドルを含む）の返金日と元の受払日に180日（180日を含まず）以上の間隔があるあるいは特殊な状況により元のルートで返金することができない業務の場合、外管局において事前に登記手続を行うことなく、金融機関において直接取り扱うことができる。金融機関が企業のために上記の登記免除の返金業務を取り扱う場合、対外収支申告の取引付記において「特殊返金」と明記しなければならない。

（三）一部資本項目業務の登記管理の簡素化。条件に合致する内保外貸（国内保証・国外貸付）および対外貸付の抹消登記を銀行取扱に委譲する。非金融企業は、内保外貸の責任がすでに解除されておりかつ内保外貸の履行が発生していないとの状況において、その所属する分局（外貨管理部）の管轄内の銀行において内保外貸抹消登記

銀行直接办理境外放款注销登记。

**(四) 放宽具有出口背景的国内外汇贷款购汇偿还。** 出口押汇等国内外汇贷款按规定进入经常项目外汇结算账户并办理结汇的, 企业原则上应以自有外汇或货物贸易出口收汇资金偿还。在企业出口确实无法按期收汇且没有其他外汇资金可用于偿还上述国内外汇贷款时, 贷款银行可按照审慎展业原则, 为企业办理购汇偿还手续, 并于每月初 5 个工作日内向所在地外汇局报备有关情况。

## 二、完善外汇业务服务

**(五) 便利外汇业务使用电子单证。** 银行按规定以审核电子单证方式办理货物贸易外汇收支的, 取消企业分类为 A 类以及成立满 2 年的条件。银行按规定以审核电子单证方式办理服务贸易、初次收入和二次收入外汇收支的, 可不打印电子交易单证。银行办理个人结售汇业务时, 可不打印“结汇/购汇通知单”。银行办理上述业务, 应确保电子单证的真实性、合规性以及使用的唯一性, 并留存电子单证或电子信息 5 年备查。

**(六) 优化银行跨境电商外汇结算。** 支持更多的银行按照《国家外汇管理局关于印发〈支付机构外汇业务管理办法〉的通知》(汇发〔2019〕13 号), 在满足交易信息采集、真实性审核等条件下, 凭交易电子信息为跨境电子商务市场主体提供结售汇及相关资金收付服务。

**(七) 放宽业务审核签注手续。** 金融机构按规定审核经常项目外汇收支时, 可根据内控要求和实际业务需要, 按照实质合规原则, 自主决定是否在单证正本上签注收付汇金额、日期并加盖业务印章, 但需按现行规定留存审核材料备查。

を直接行うことができる。非金融企業は、対外貸付の期限が到来かつ対外貸付の元本・利息を正常に回収しているとの状況において、その所属する分局(外貨管理部)の管轄内の銀行において対外貸付抹消登記を直接行うことができる。

**(四) 輸出背景を有する国内外貨借入の外貨転による返済の緩和。** 輸出荷為替手形などの国内外貨借入を規定に基づき經常項目外貨決済口座に入金し、併せて人民元転を行う場合、企業は、原則、自ら保有する外貨あるいは貨物貿易輸出により受領する外貨資金にて返済しなければならない。企業の輸出において確かに期限通りに外貨を受領することができず、かつ上述の国内外貨借入の返済に使用可能なその他の外貨資金がない場合、貸付銀行は、業務の慎重な実施原則に基づき、企業のために外貨転・返済手続を取り扱うことができ、併せて毎月 5 営業日までに所在地の外管局に関連状況を報告・備案する。

## 二、外貨業務サービスの完備

**(五) 外貨業務の電子エビデンス利用の利便化。** 銀行が規定に基づき電子エビデンス審査の方式により貨物貿易外貨受払を取り扱う場合、企業分類が A 類および成立から満 2 年との条件を取り消す。銀行が規定に基づき電子エビデンス審査の方式によりサービス貿易・初回受取および二回目の受取の外貨受払を取り扱う場合、電子取引エビデンスをプリントアウトしなくてもよい。銀行が個人両替業務を取り扱う場合、「人民元転/外貨転通知書」をプリントアウトしなくてもよい。銀行が上述の業務を取り扱う場合、電子エビデンスの真实性・コンプライアンス性および利用の唯一性を保証し、併せて電子エビデンスあるいは電子情報を検査に備えて 5 年間保管しなければならない。

**(六) 銀行のクロスボーダー電子商取引外貨決済の最適化。** さらに多くの銀行が《国家外貨管理局：〈支払機関外貨業務管理弁法〉印刷・公布に関する通知》(匯發[2019]13 号)に基づき、取引情報の収集・真实性審査などの条件を充足したうえで、取引電子情報によりクロスボーダー電子商取引の市場主体に両替および関連資金受払のサービスを提供することを支持する。

**(七) 業務審査の注記手続の緩和。** 金融機関は、規定に基づき經常項目外貨受払を審査する際、内部統制の要求および実際の業務ニーズに応じて、実質かつコンプライアンスに準じているとの原則に基づき、エビデンス正本に受払金額・日時を注記かつ業務印を押捺するか否かを自主的に決

<p>(八) 支持银行创新金融服务。鼓励银行通过多种方式科学评估企业资信状况,对客观不可控因素造成涉外收付困难的企业区别分类,对发展前景良好的中小微涉外企业在外汇贷款方面给予贷款延期、手续简化等倾斜。支持银行利用数字外管平台开放的企业资信、收付汇率等信息,开展合规经营和业务创新,做好对中小微涉外企业的金融服务。</p> <p>本通知自发布之日起实施(其中,第一条第三款因需升级资本项目信息系统,自2020年6月1日起实施)。以前规定与本通知不符的,以本通知为准。国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后,应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行;各全国性中资银行接到本通知后,应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>特此通知。</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 2020年4月10日</p>	<p>定することができるが、現行の規定に基づき検査に備えて資料を保管しなければならない。</p> <p>(八) 銀行の刷新的金融サービスの支持。銀行が多様な方式を通じて企業の与信状況を科学的に評価し、客観的にコントロール不能な要因により対外受払が困難となる企業に対して区別して分類化し、発展の見通しが良好な中小・零細対外企業に対して外貨貸付の方面において貸付の期間延長・手続の簡素化などの優遇を与えることを奨励する。銀行がデジタル外管プラットフォームが公開している企業の与信・受払の為替レートを利用し、コンプライアンスに準じた経営および業務刷新を行い、中小・零細対外企業に対する金融サービスを適切に行うことを支持する。</p> <p>本通知は、公布日より実施する(このうち、第一条第三項は資本項目システムのアップデートが必要なため、2020年6月1日より実施)。以前の規定が本通知と合致しない場合、本通知に準ずるものとする。国家外貨管理局各分局・外貨管理部は、本通知の受領後、遅滞なく管轄内の中心支局・支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外資銀行・農村合作銀行に転送しなければならない;各全国性中資銀行は、本通知の受領後、遅滞なく管轄内の分支機構に転送しなければならない。執行中に生じる問題は、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックされたい。</p> <p>特にここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 2020年4月10日</p>
---	---